



農業関係者のみなさんへ

問い合わせ 農業農村振興課 ☎(866)2116

農薬は安全に使いましょう

8月31日(水)までは「秋田県農薬危害防止運動の実施週間」です。農薬の安全で正しい使用管理を徹底し、農産物の安全性の確保と農業生産の安定をはかりましょう。

市街地で農薬を使用するときは事前に周知するなど、地域のかたへの健康や動植物へ配慮し、農薬による事故を防ぎましょう。

中山間地域等直接支払制度を3集落で実施

中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の増加などにより、農用地の多面的機能(洪水防止など)が低下することを防ぐために、1畝以上で傾斜がある中山間地域で水路や農道の維持管理、周辺の草刈りなどを共同で行っている集落に交付金を交付する制度です。

秋田市では、金足浦山、雄和萱ヶ沢、雄和碓田の3集落の集落協定が認定を受け、共同作業を行っています。

農地面積合計/22万5千058㎡

交付金額合計/144万369円

農地の効率的な利用に対する助成制度があります

農地を最大限利用するため、秋田市が「貸し手農業者」と「借り手農業者(認定農業者など)」の間に立って協議調整を行っています。面的集積により農地の効率的な利用が促進された場合、面積に応じた助成制度があります。助成要件など、詳しくはお問い合わせを。



震災で被災されたかたの国保税を減免します

東日本大震災で被災されたかたが秋田市に転入し、国民健康保険に加入した場合は、国民健康保険税が減免になる制度があります。減免を受けるには申請が必要です。国保税の第1期分からの減免申請の締め切りは7月25日(月)です。申請はお早めに国保年金課へ。

問い合わせ 国保年金課 ☎(866)2099

農家民宿や農家レストランを開業しませんか



農家民宿「重松の家」で(上新城)

秋田市が持つ豊かな自然環境や農林水産資源を活用して、都市部のかたを積極的に受け入れ、より交流を進めるために農家民宿や農家レストランを開業しませんか。市では新規に開業する農家に対して審査の上、改築費用などの一部を補助します。

対象 農業者が自宅の一部などを改築して農家民宿やレストランなどを新規に開業する場合の設備整備費用など

補助額 整備費用の3分の1以内(上限100万円)

申し込み 事前に農業農村振興課へご連絡の上、7月29日(金)まで申請書などを提出してください。



地域特産品を募集!

秋市内の業者が、市でとれた農畜水産物を特産品マーク 主原料として作った加工品を「秋田市地域特産品」として認定しています(現在23品を認定)。認定期間は原則3年です。認定証を交付するほか、特産品マーク(左上)を使用できます。また、地産地消を推進する各種イベントに参加できます。

申し込み

農業農村振興課にある申請書で、7月19日(火)から29日(金)(必着)までお申し込みください。加工品について細かな規定がありますので、詳しくは農業農村振興課へお問い合わせください。

地域特産品の例



辛味手づくり味噌(河辺)



華ちゃん豆腐(雄和)



宝川みさご餅(下北手)

年金事務所の9月までの業務時間

- 保戸野鉄砲町にある日本年金機構秋田年金事務所では節電のため、7月から9月まで業務時間延長を行いません。なお、週末相談(第2土曜日午前9時30分~午後4時)は引き続き行っています。

業務時間(7月~9月の平日)

…午前8時30分~午後5時15分

問い合わせ 秋田年金事務所 ☎(865)2399

8月から使う

① 後期高齢者の保険証 ② 国保の高齢受給者証

をお送りします



① 後期高齢者医療被保険者証

- 対象**
- 75歳以上のかた
 - 65歳以上で一定の障がいがあるかた



後期高齢者医療制度に加入しているかた全員に、8月1日(月)からお使いいただく新しい被保険者証を7月中にお送りします。平成22年中の所得で改めて判定しているため、被保険者証の自己負担割合が今までと違う場合がありますので、新しい被保険者証をよくご確認ください。詳しくは、後期高齢医療課へ。☎(866)2513



② 国民健康保険高齢受給者証

- 対象** 国民健康保険に加入している70歳～74歳のかた

市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかた全員に、8月1日(月)からお使いいただく新しい受給者証を7月27日(水)に発送します。平成22年中の所得で改めて判定しているため、受給者証の自己負担割合が今までと違う場合があります。なお、来年4月から、一般世帯の自己負担割合が「1割」から「2割」に改正(注)される予定です。このため、今回お送りする受給者証の有効期限は、来年3月31日になっています。詳しくは、国保年金課給付担当へ。☎(866)2098

注＝自己負担割合の引き上げは平成20年4月に決まりましたが、今年度末まで引き上げが据え置かれています。

- 国民健康保険に加入しているかた
- 後期高齢者医療に加入しているかた

「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続きはお早めに

入院する際、医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)から有効の認定証は次により手続きしてください。

国保に加入している70歳未満のかた▶新しい認定証の申請を8月1日(月)から受け付けます。国保の被保険者証を持って、国保年金課、北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺連絡所の窓口で手続きを。なお、平成22年中の所得で判定するため、適用区分が今までと違う場合があります。

国保に加入している70歳～74歳のかた▶対象になるかたに、6月下旬に申請書をお送りしました。期限までに申請書を提出したかたに、7月28日(木)に認定証を送付します。

後期高齢者医療制度に加入しているかた▶継続になるかたには、認定証を被保険者証と一緒に送付します。新たに対象になるかたには、7月上旬に申請書をお送りしました。同封した封筒で返送してください。

■70歳未満のかたの自己負担限度額(1か月)

市民税課税世帯	適用区分	診療月以前1年間の高額療養費適用回数	
		1回～3回	4回
当該年度の国民健康保険税の総課税標準額が600万円を超える世帯	A	15万円 +(総医療費-50万円)×0.01	83,400円
一般	B	8万100円+(総医療費-26万7千円)×0.01	44,400円
市民税非課税世帯	C	35,400円	24,600円

※4回以上の金額で支払いができるのは、医療機関が長期の入院を確認し、適用が可能と認めた場合に限りです。それ以外の場合で、実際には4回以上に該当するときは、払い戻しの申請が必要です。

■70歳以上のかたの自己負担限度額(1か月)

区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
市民税課税世帯	一定以上の所得があるかた (高齢受給者証の一部負担金の欄が「3割」のかた)	44,400円	8万100円 +(医療費-26万7千円)×0.01 ※12か月で4回以上支給の場合は4回目以降4万4,400円
	一般 上記受給者証の一部負担金の欄が「1割」のかた	12,000円	44,400円
市民税非課税世帯	区分II 限度額適用・標準負担額減額認定証の「区分」が「区分II」	8,000円	24,600円
	区分I 限度額適用・標準負担額減額認定証の「区分」が「区分I」	8,000円	15,000円

■入院時の食事代(1食につき)

70歳未満のかた		70歳以上のかた		
市民税課税世帯	260円	市民税課税世帯	260円	
市民税非課税世帯	前12か月 の入院日数 90日まで	210円	市民税非課税世帯	
	91日から	160円		
		区分II	前12か月 の入院日数 90日まで	210円
		区分I	91日から	160円
				100円